

京大広報

No. 15

京都大学広報委員会

今回の封鎖解除について

本学では、本年1月31日以来、封鎖派学生によって、教養部、医学部、工学部、文学部、教育学部および農学部にも門のバリケードが築かれたり、一部の建物が占拠・封鎖されたりして来た。

大学としては、話し合いによって自主解決を図る方針を堅持し、封鎖派学生に対しては再三にわたって、占拠・封鎖を自主的に解除するよう要望し続けて来た。一方、現在の大学が直面している問題の根本的解決を図るため、大学の改革等についての検討をすすめて来た。

しかしながら、封鎖派学生は、大学の要望をききいれず、長期にわたるバリケード・占拠・封鎖は、研究・教育に支障を来し、自由な討議や集会の場を制約し、さらには、暴力的行為を助長するようになった。

そこで、数回にわたる部局長会議における慎重な討議のうえ、総長は、これ以上、占拠・封鎖を放置し学園を荒廃させることはできないと判断し、なんらかの方法でこれを解除して、本学を理性の府にふさわしい自由な研究・教育と討論を行なうことができる場としなければならないと考えるに至った。

この間、9月17日(水)夜には、封鎖派学生は、時計塔の封鎖を行なう挙に出た。

総長は、「秋の学期を迎えて」と題する次のような揭示を出し、封鎖派学生に対し、自主的にバリケードを除き占拠・封鎖を解くことを重ねて強く要望した。

(揭示)

秋の学期を迎えて
多くの人々の努力にもかかわらず、遺憾な

がら異常な事態が解消しないまま、秋の学期を迎えなければならないことになりました。本学の若干の門にはバリケードが築かれ、相当数の建物が占拠・封鎖されています。その結果、研究・教育に支障が生じているのみならず、自由な討議や集会を行なう場も制約されています。また、暴力行為によって学園生活の安全がおびやかされる危険もあります。このような状態が継続している限り、大学は自らが負う責任を果すことができません。

現在の大学が直面している問題は深刻であり、その根本的解決には、大学の理念の再検討、制度の改革、施設の改善などについて、全学をあげての決意と実行が必要であります。すでに全学的にも各部局においてもそのような努力をすすめておりますが、これをさらに発展させ実りあるものにするためにも、すみやかに、学内の施設が支障なく利用できる状態になり、学園生活の自由が確保されなければなりません。そのためにすべての京大人が立場と思想の相違をこえて、協力されることを切望します。

とくに、バリケードを築き建物を占拠・封鎖している諸君に訴えます。諸君の主義主張がどのようなものであるにせよ、その実現のためにバリケード・占拠・封鎖のような手段を用いることは容認できません。それらの手段は研究や授業を熱望する多数の教職員・学生の意志を無視し、また、大学の理念や制度に関する自由な検討と討論の場を奪い、思想を異にする人々に対して自己の主張を一方向的に強制するものであります。諸君が自らすみやかにバリケードを除き占拠・封鎖を解くこ

とを重ねて強く要望します。

昭和44年9月19日

京都大学総長 奥 田 東

しかしながら、封鎖派学生は、この要望をも無視したので、総長は、実力行使の手段をもたぬ大学にとって残された有効な手段は、必要な最少限度の警察力の援助を得て占拠・封鎖を解除することしかないと判断した。

9月20日午後1時50分頃から3時40分頃にかけて、封鎖派学生が、本部構内正門をはじめとして、同裏門、北門、理学部南門にバリケードを築き、午後2時20分頃には、法経新館の全部の出入口を封鎖した。また、それらの学生は、午後4時30分頃から、百万遍交差点や教養部西門附近の道路にバリケードを築いて交通を遮断したりして、機動隊と衝突した。

総長は、同日中にも封鎖派学生に退去命令を出し、それに従わないときは警察の出動を要請することを決意し、同日午後6時に部局長会議を開催し、その決断を述べ、各部局長の協力を求め、了承を得た。引き続き、拡大部局長会議を開催し、部局長会議で了承を得たことを報告し、協力を求めたが、とくに異議はなかった。

そこで同日午後10時に、総長は、次の退去命令を出し、封鎖派学生の退去を待った。

(揭示)

本学の建物を不法に占拠し滞留している諸君は、本日午後12時までに、全員本学敷地外に退去しなさい。

本日、午後12時以降は、特に総長が許可した者を除き、本学建物および敷地内の滞留並びに立入を禁止します。

昭和44年9月20日午後10時

京都大学総長 奥 田 東

ついで、21日の朝6時頃、総長の代理が再び退去を命じたが、なお構内に残留する学生等がいたので、機動隊が各構内へはいった。

この機動隊入構後の経過および大学のとった措置は、次のとおりである。

(1) 9月21日(日) 医学部図書館は午前7時35分封鎖解除され、他の地区は全部平静な状態となり、時計塔だけが封鎖解除をもちこした。

この間に、農学部本館内に残留していた助教

授1、助手9計10名が、柏農学部長事務取扱の約30分にわたる説得にもかかわらず、退散しないので、不退去罪で逮捕された。

(2) 9月21日(日) 朝、23日まで立入りを禁止する旨の次のような揭示を出した。

(揭示)

総長の許可を得た者を除き、9月23日まで、〇〇構内に立入らないで下さい。

なお、9月22日は、授業休止とします。

9月21日

京都大学総長 奥 田 東

また、「封鎖解除に当たって全京大人に訴える」の揭示を出した。

(揭示)

封鎖解除に当たって全京大人に訴える

バリケードを築き建物を占拠・封鎖していた学生諸君に対して、これまで幾度となく、それらの諸君が自らバリケードを取り除き占拠・封鎖を解除するように要望してきました。しかし、その要望は遂にききいれられず、このほど、警察力の援助をえてバリケードを撤去し占拠・封鎖を解除せざるをえなくなったことは、誠に遺憾であります。

バリケード封鎖は、大学の本来の使命である研究・教育に大きな支障をきたすものであり、さらに、自由な討議や集会の場を制約し、制度の改革など本学が直面する諸問題について真剣な検討を行なう上での障害となっていました。そればかりか、バリケード封鎖が暴力的行為を助長する傾向が認められました。私は、京都大学全体の責任者として、これ以上封鎖を放置し学園を荒廃させることはできないと判断し、これを解除して、本学を理性の府にふさわしい自由な研究・教育と討論を行なうことができる場としなければならぬと決心したのであります。

私がこのような決心をするまでには、苦慮を重ね、躊躇をいたしました。研究・教育を使命とする大学において、いかに困難な事態であっても、それを警察力の援助をえて処理するが如きは、極力避けるべきことだからであります。しかし、バリケード封鎖を行っていた諸君が自主的にこれを解除せず、しか

も、学園をこれ以上荒廃させることが許されないとすれば、実力行使の手段をもたぬ大学にとって残された有効な道は、ひとつしかありません。それは、私の責任において、必要な最小限度の警察力の援助をえて、占拠・封鎖を解除することであると考えました。

もとより、このような方法で占拠・封鎖が解除されても、それで現在の大学が直面している問題が解決されたことにはなりません。むしろ、われわれは、ここで、大学をめぐる諸問題を自主的に解決するための新しい出発点に立ったにすぎないと考えます。大学問題の解決は、世上、口にされるほど容易なものではなく、すべての大学人が、大学の改革、研究と教育の新しい場の創造のために、積極的にとりくみ、たゆみなく努力することによってはじめて達成されるものであります。今回私がとらざるを得なかった処置を諒とせられ、本学の再出発のために総力を結集されることを希望してやみません。

昭和44年9月21日

京都大学総長 奥 田 東

- (3) 9月22日(月) 午前11時10分 機動隊は、時計塔の封鎖を解除した。
- (4) 9月22日(月) 午後4時45分から評議会を開催し、警察措置の要請について、総長から報告し、協力を求めた。
- (5) 9月23日(火) 午後9時30分頃、逮捕されていた農学部の教官10名は72時間をまたず釈放された。
- (6) 9月24日(水) 各門に構内立入についての掲示を出した。

(掲示)

当分の間、次のことを禁じます。

1. 学外者が、総長の許可を得た場合を除き、本学構内に立入ることおよび残留すること。
2. 本学関係者が、総長の許可を得た場合を除き、午後6時から翌朝午前8時までの間本学構内に立入ることおよび残留すること。
3. ヘルメット、角材、鉄パイプ、兇器、武器等を携帯・着用等して、本学構内に立入ること。

なお、本学に立入る者は、身分証明書を提示して下さい。

昭和44年9月24日

京都大学総長 奥 田 東

- (7) 9月29日(月) 学内における禁止行為についての掲示を出した。

(掲示)

学内における次の行為を厳禁します。

1. 角材、鉄パイプ、兇器、武器等を携帯し、又はヘルメットを着用して、集会・デモを行なうこと。
2. 授業(試験を含む。)を妨害すること。とくに、次のような授業妨害を行なうこと。
 - (1) 教官が入室しようとするにもかかわらず、教室への入室をかなりの時間にわたって、妨害すること。
 - (2) ゲバ棒その他物理的な力によって入室を妨害すること。
 - (3) 教官が授業を行なおうとしているのに、長時間にわたって、演壇を占拠すること。
 - (4) 授業中、隊伍を組んで押しかけ、教官が授業を継続しようとするにもかかわらず、これを妨害すること。
 - (5) 制止にもかかわらず、騒音によって、授業を妨害すること。
3. 不法監禁行為、とくに次のような監禁行為を行なうこと。
 - (1) 本人の同意を得ず、かなりの時間におよぶこと。
 - (2) ゲバ棒その他暴力的手段によること。
 - (3) 身体的苦痛を本人が訴えているにもかかわらず、継続すること。
4. 本人の同意を得ず、無理に連行すること。
5. 本学施設にバリケードを築き、又は封鎖を行なうこと。
6. 本学の建物を占拠し、大学の正常な業務の遂行を阻害すること。
7. 検門者に対し、その職務遂行を妨害すること。
8. 許可なく、立入禁止建物又は立入禁止区域に立入ること。

9. 脅迫、暴行、傷害、窃盗、建造物又は器物の損壊その他刑罰法規に触れる行為を行なうこと。

昭和44年9月29日

京都大学総長 奥 田 東

月 曜 会 メ モ

第27回 (9.16) 司会 桂山幸典会員

各部局とも、恒例によって、夏季休暇明けの授業再開状況などについて多くの報告がなされた。本日は大学問題検討委員会の状況については、主要な会員欠席のため答申時期についての簡単な報告が繰り返されただけであり、また評議会あり方検討委員会についても、評議員欠席のため聴取できなかった。

そこで早速前回からひきつづいた議題にはいり、月曜会独自の立場から評議会のあり方の検討に及んだ。これについては先に (1)評議会の性格、(2)総長と評議会との関係、(3)評議員選出方法、(4)任務及び権限、(5)部局ならびに部局長会議との関係等の論題が立てられていたが、本日は主として (3)以下の論題について議論が集中された。

まず現在各部局で行なわれている評議員選出方法が逐次紹介されたが、議論はそこから発展して、かなり突込んだ討論がもたれた。主な問題点をあげれば次の通りである。

- (1) 各学部では今まで慣習的にそうであったように長老教授の選出という点に問題がある。また京都大学の規程によれば、研究所では所長が自動的に評議員となるが、この点も問題である。それに現在では、評議員は各学部においては、部長とともに執行部的なものを形成しており、その結果評議会が各学部の利益代表の集団と化しやすく、ひいてはその形骸化をもたらすのではないか。なおこの点については評議員経験者からその実情についての報告もあった。
- (2) 評議会があくまでも全学的視野に立ってものを考えるべきだとすれば、それにはそれに最も好適な人が選ばれなければならない。部長適任者、あるいは次期部長候補者必ずしも評議員の資格と相蔽うものでないとの議論もあった。なお、これに関連して、いちおう

現在大学執行部の観あるものが部局長会議であるとすれば、それと評議会とは明確に区別されるべきであり、部局長は評議会に出席すべきではなからうとの意見も出された。つまり、はっきりとした権限の分離が必要であらうという趣旨が述べられた。

- (3) 評議会の権限強化については、しかし、かなり慎重論がつかった。
- (4) 評議会においては、慣習的に多数決制度をとっていないといわれるが、これについてははっきりと多数決原理に立てという意見と、審議内容が多岐にわたり、かなり个性的な場合、多数決は必ずしも最適でないという意見に分かれた。
- (5) 評議会が自ら評議会のあり方を検討するというのも一理はあるが、むしろ評議会に対する検討は、学内における評議員以外のものがやるべきではないか、という意見も出された。なお、評議会が学内者だけに限られているという点も問題にされたが、今直ちに学外者の参加ということについては、慎重論が強かった。

(桂山幸典会員、越智武臣会員)

第28回 (9.22) 司会 川村俊蔵会員

教育学部より機動隊導入前に授業再開に成功しなかった事情について、理学部および経済学部より大学院入試の進捗について、平井会員より大学問題検討委員会第三部会における大学の管理運営体制の討議が煮えつまりつつあり、同委員会連絡会において機動隊導入に関する討論のあったことが、それぞれ報告された。

また農学部より、機動隊が教官を逮捕するまでの実情、およびその後はじまった教官たちの釈放を求める動きについて報告があった。これに対し事前に事態を回避できなかったかの質問があり、事態の進行が当事者以外にわからなかった事情が説明され、当事者にとっても偶発的でなかったかとの意見も出た。関連あるものとして、大学当局の方針が明確な形で周知されず、実行においても一部混乱のあった点が指摘された。教官に対する退去命令の当否、評議会ではなく部局長会議に図られたことに関しても、意見が交換された。

つぎに、自主解決方針に変更があったとも受けとれる今回の処置につき、討論が交わされ、このことに関し大学当局からは、月曜会に未だに事情が説明されていないことに端を発し、従来も問題にされた月曜会の性格の討論に移った。その結果月曜会の今後の歩みについて、10月6日に予定の第30回月曜会以前に、以下の諸点を考慮の上回答されるよう、総長に求めることになった。

- (1) 月曜会は全学的規模での自主的な改革と紛争解決への努力から生まれ、各部局からの選出会員によって運用され、かつ総長と公式のチャンネルをもつ数少ない機関の一つである。
- (2) 総長は多忙のため、5月以降はこの会にほとんど出席できなくなっている。しかも大学問題検討委員会の発足後において、なお当会が存続する意義について、総長の判断は示されていない。会員はこの点につき討論したがまだ結論に達しない。
- (3) 今回大学当局の外力導入による封鎖解除という事態に際して、これまで自主解決の方針のもとに運営されてきた月曜会を継続すべきか否かという点で、このさい総長を含めて、方針再確認の討議を行なうべきであるという意向が、会員の中にきわめて強い。
- (4) 会員の努力により、月曜会の内容はしだいに充実しつつあり、情報交換にとどまらず、テーマを追って討議が行なわれ、広報による討論内容の発表も、改革の当事者たちに利用されている。とくに大学問題検討委員会が、かなり制限された条件下に活動しているのに対し、時間の制約がなく、構成層に助手を含み、運営法もはるかに自由で、責任にしばられぬ本会の存在は、(1)に述べた性格と相まって非常に貴重である。大学問題検討委員会が今後提出するであろう中間報告や答申を、自由に検討する有力な場となることも予想される。以上の諸点からは、月曜会が存続し活用されることを望む声がきわめて強い。

(川村俊蔵会員、森口兼二会員)

第29回(9.29) 司会 森口兼二会員

1. 報告：教養部より授業再開の説明会に関する事情について、文学部より封鎖解除後の建物内

部の取り片付けと学部改革草案の公表について、また、理学部より大部分の学科の大学院入試が延期された事情について報告された。

さらに農学部からは、10人の教官逮捕をめぐる学内外の反響と、学部内における総長・学部長に対する抗議行動について報告され、工学部・医学部・教育学部・数理解析研究所からも、それぞれ近況報告があった。

2. 討議：前回おこなわれた「月曜会の性格の再検討」については、総長からの回答がまだ得られないため今回は審議せず、前々回に引き続いて「評議会の性格」を討議することになった。討議の主だった内容は、次のように要約し得る。

- (1) 評議会の性格は、総合大学の自治に関する根本問題のひとつとして、きわめて重要であるから、単に「評議会あり方検討委員会」からの要望にこたえてフィード・バックするだけでなく、討議のまとめを広報に発表する。
- (2) 評議会を検討するための基本前提は、自治に関する考え方と実情である。総合大学自治の実質は、しばしば単に末端の自治としてだけ存在する傾向があり、大学全体としての自治に任ずべき評議会のような審議機関は、無関心者の集合体に墮しがちである。すなわち大学の自治の実質は学部、学部自治は学科に、学科の自治は講座に移行して担われ、他方、今回の機動隊導入のように、全体として重要な決断をせまられる場合は、ただ総長ひとりの判断にまかされる。
- (3) 総合大学の存在価値を認めるかぎりには、大学全体の重要問題に関する審議機関の役割は重大で、この意味での評議会に対する期待も大きい。その現状は全く形骸化している。現に、今回の機動隊導入についても評議会にははかられていないし、評議会の構成員にも、このような重要事項の審議を回避する姿勢が見られた。
- (4) 大学のマンモス化と学問研究の専門別細分化が進行している現状で、総合大学という存在形態が適切かどうかにも疑問があり、その統合的管理機関として、各専門学者の寄合い世帯にすぎぬ評議会が適切・有効な機能を果たし得るものとは、考えられない。

- (5) 即ち、総合大学の積極的な存在価値も認められるが、その場合も、全体の管理をなし得る視野をもった専門の大学行政官の養成と配置が必要なのではないか。
- (6) 評議会と部局長会議の関係はあいまいであるが、前者を審議機関、後者を執行機関として機能分化をはっきりすべきではないか。
- (7) 現行評議会の構成は、部局長を自動的にふくむとともに、部長経験者や部長候補者が、その大部分を占めている。評議会が全学の審議機関としての実をあげるためには、部局長やそれに準ずるような部局利益代表的執行機関の立場の人々に、選出を限るべきではない。さらに、構成員の老令化が、評議会形骸化の有力な一因である。
- (8) 実質的な諸問題の審議は、アド・ホックな委員会を充当するのが最も適切であり、評議会は、このような委員会を活用し得る組織に改められるべきである。

なお、評議会の性格に関する審議は、一応の結論を得るまで継続する予定である。

(森口兼二会員・越智武臣会員)

「文学部改革草案」成る

文学部第二委員会（改革案検討委員会）は、かねてより文学部がかかえている重要な諸問題について、種々検討を重ねてきたが、それを一つの改革草案としてまとめ、発表した。この草案は、あくまで今後の改革のための討議の材料となる性質のもので、具体的を決定案ではない。

この改革草案は文学部固有の学問研究の立場から考察、検討されたものである。文学部の改革草案は、単に文学部の制度だけを再検討するだけでは不十分であるのみならず、京都大学全体、ひいては大学制度、教育制度全般とも関連した点を考慮しなければならない。しかしまた、現行の制度を無視して、現実から遊離した改革草案を空想的に描くということではならぬ。

その内容は次の3章からなっている。

第1章「大学における文学部の役割と改革の基本的理念」では、文学部の学問研究が社会的・経済的生産や技術の発展には直接的に参加し寄与する「実学」的性格のものではなく、むしろ、

「虚学」というべきものであることを論じている。すなわち人間の営みが社会の中でいかにあるべきかを考察することによって、社会や文化に対する批判者としてのあり方について考えるのが、文学部の学問研究の本来の姿である。

第2章「文学部における教育・研究体制」においては、講座制の功罪について論じ、改革の方向としては、講座制の弊害を克服し、その長所を発展させるため、互いに関係のある数個の講座からなる「系列」という単位を設けることを考えている。系列は若干の教官からなり、一つの系列に対応して一つの教室がおかれる。教室はその系列を構成する教官と、専攻の大学院学生及び学部学生からなる。この「系列」と「教室」とによって、講座制の隔壁を取りのぞき、個別専門研究を基礎としつつ、共同研究への態勢を保持しようとする。教育体制については、主専攻と副専攻の二系列を選んで、研究の幅を自由にしようとする案も述べられている。

大学院制度については、三つの案を提案する。A案では修士・博士の区別を廃止して、厳格な習練が要求されている。B案は教育機関としての大学院と研究機関としての研究院とを別個に組織する考え方である。C案は自主的な研究を主とした博士学位取得を目的とする場として考えている。

第3章「文学部の管理運営」については、教授会の機能を分化するためにいくつかの専門委員会をつくることや、その他学生参加、学部長の選出方式などについても、ふれている。

理学部教育の改革について

理学部にはもともと学部独特の自由な雰囲気があり、それが学部の教育と研究をささえる重要なものであった。戦後大学に新制度が導入されて以来、年限の短縮、学生数の急増等により、ともすればいままでの自由度が狭められる傾向が目立ってきた。また、学問の進展に伴ない、以前にたてられた学科別や教育体系の中に無理や矛盾が認められるようになってきた。その一例は数年来問題とされてきた学科分属制である。つまり、各専門学科に一定数の学生を、ある時点で機械的に分属させる方式は、特に上に述べた状況下で、理学部

の伝統的な自由な学風に沿わぬ点が多いと認めねばならない。またこの分属は教養課程から、専門課程に進学する時におこなわれて来たが、専門分野に対する準備と専門化への心構えができないまま急速な専門への分属が要求されていたことも、教養部と学部との間にあった障壁と断絶のために多くの問題を生じて来た。

理学部では、本年初めから、この問題がとり上げられ、徹底的に検討されて来た。すなわち、8回にわたる「教育に関する討論集会」においては色々な種類の意見をもつ学生諸君と多くの教官の意見が述べられ、更に教科委員会は幹事会もふくめて100回を上回る回数の会合と3回の交代を余儀なくされた程密度の高い作業をつづけて、改革案（詳細は理学部弘報9参照）を用意した。更にその案について再度討論を行ない、予定通り7月末新しいカリキュラムをこの案にもとづいてまとめ「教科の手引き」として学生諸君に配布した。

いうまでもなく、これは今後長時間をかけて更に改善を進める端緒と考えるべきものであって、完成品として固定さるべきものではないが、今回の改革にあたって特に留意したのは次の諸点であ

る。

- (1) 理学部の教育体系は開かれたものであって、専門分野による固定化、閉鎖性は避けねばならない。
- (2) 教育の場においては、学生の主体性、自主性が尊重されるべきであり、そのために時間的な自由をつくり出し、必須科目等による拘束を行なわない。

以上の観点から、理学部における教育は、従来のような学科の枠に捉われすぎた形式を廃し、学部全体の視点に立って行なわれることになった。また既に述べた教養部と学部との断絶をとりのぞくためには、4年一貫方式とゆるやかな専門化方式とが必要である。

以上が理学部で既に実行に移されつつある教育の改革の要点であるが、特にここで述べておきたいのは、このような改革が学生諸君の問題提起のみによってなされたのではなく、理学部の教官達の学科の壁を完全に越えた協力によるものであり、このような経験が今後の学部の進み方には重要な意味をもつものと思われる。